

質 疑 応 答 書

件 名 基幹系業務システム用機器等一式賃貸借

質問事項

1. 納入期日について

指定の契約期間について、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。

2. 契約手続等について

契約書式・契約約款は、「貴市用意のもの」と「リース会社用意のもの」どちらになりますでしょうか。「貴市用意のもの」の場合、契約書式・契約条項を事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時にデータ等で提示ください。

3. 契約不適合責任について

本件は納入業者様が決定されておりますので、機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合及び物件引き渡し後の危険負担責任は、受注者(リース会社)にはないとの認識でよろしいでしょうか。

4. 保守責任について

本件は納入業者様が決定されておりますので、受注者(リース会社)に保守責任はなく、納入業者様またはメーカーに保守責任があるとの認識でよろしいでしょうか。

5. 第三者への委任について

受注者(リース会社)で対応できない業務「機器の設置・設定、保守、各種要提出書類の作成・提出」について、納入物品一覧 4. 納入業者のとおり、本件は納入業者様が決定されておりますので、当該業務を納入業者様へ委託でき、委託手続は不要との認識でよろしいでしょうか。

可能な場合、貴市に承諾を得る書面の提出は必要でしょうか。

書面の提出は落札後に提出するとの認識でよろしいでしょうか。

書面はリース会社の任意書式でよろしいでしょうか。

貴市指定書式での提出が必要な場合、当質問回答時に雛形をデータで頂けないでしょうか。

6. 契約保証金について

下記内容の資料提出ができれば、契約保証金を免除して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。

過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上

にわたって締結したことの分かる資料の提出(賃貸借契約書写しの提出)。また、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと判断できる資料の提出(賃貸借料金の入金履歴写しの提出)。

7. 動産総合保険について

動産総合保険は賃貸借期間の経過に応じて保険金が遡減する通常のリース動産総合保険との認識でよろしいでしょうか。

回 答

1. 現在の状況を鑑み、双方の責に帰すことが出来ない事由による遅延のときには、双方協議の上、定めるものとします。
 2. 契約書は市の書式となります。契約書式については公開しておりませんが、契約約款については市HPに掲載している「三郷市賃貸借契約約款【固定資産税賃借人負担あり】」になります。
 3. 受注者（リース会社）の責に帰すことができない場合については、双方協議の上、定めるものとします。 物件引き渡し後の危険負担責任については、お見込みのとおりです。
 4. お見込みのとおりです。
 5. お見込みのとおりです。書面の提出は不要です。
 6. お見込みのとおりです。市HPに掲載している「契約保証金について」をご確認ください。
また、原則として過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結したことの分かる資料の提出(賃貸借契約書写し 2 部の提出)のみで構いません。
 7. お見込みのとおりです。
-

質 疑 応 答 書

件 名 基幹系業務システム用機器等一式賃貸借

質問事項

1. 動産総合保険の付保について、保険金限度額が逓減する通常の保険でよろしいでしょうか。
2. 保守範囲におけるリース会社責任はなく、三郷市と納入業者間で別途保守契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。
3. 契約書は当社書式でしょうか。また当社との2者間契約になりますでしょうか。
4. 半導体その他主要部材の供給不足、自然災害など不測の事態により納入遅延が発生した場合や瑕疵が発覚した場合は、貴市指定の物品納入業者に責任があり賃貸人はその責任を負わない認識でよいでしょうか。

回 答

1. 保険金限度額が逓減する通常の保険で問題ありません。
 2. 保守範囲における賃貸人の責任はありません。ただし、サポートデスクパック 130 台（ノート PC 70 台、ページプリンタ 60 台）の保守及び A6 スキャナ及び裏面インプリンタのオンサイト保守料は、本契約に含むことから応札時の費用算出時にご注意ください。実際に機器の保守対応が必要になった際は、納入業者の責で対応するものとします。
 3. 契約書は市の書式となります。落札者との2者間契約となります。
 4. 現在の状況を鑑み、いずれの当事者の責に帰すことが出来ない事由による遅延等のときには、関係当事者協議の上、定めるものとします。
-